

平成 22 年 2 月 9 日

技3通 10-014

## 設計施工基準第3条に係る結果通知書

届出事業者各位

株式会社 住宅あんしん保証

技術管理部



「沖縄県における鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅」につきましては、あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準第3条に基づき、下記のとおり取扱いできることを確認いたしましたので通知いたします。

### 記

#### 1. 対象工法

沖縄県内の鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅。(別紙参照)

#### 2. 第3条に基づき審査を行った部分

##### (1) 地盤調査、地盤補強及び地業

① 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った上で地盤調査を行うこととする。(第12条第1項)

##### (2) 防水工法

① 防水工法は、次表に適合するものとする。(アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、合成高分子系シート防水、塗膜防水)(第14条第2項)

##### (3) 排水勾配

① 防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。ただし、保護コンクリート等により表面排水が行いやすい場合の勾配は、1/100 以上とすることができる。(第17条)

##### (4) 勾配屋根の防水

① 勾配屋根は、第14 条から第18 条(第17 条を除く。)に掲げる防水措置又は次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施すこととする。(第19条第1項)

#### 2. その他

・審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とする。

・審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。

・この「通知書」の仕様で保険の申込みを行う場合は、事業者様から設計図書として提出が必要です。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。

平成 22 年 2 月 9 日  
技 3 通 10-014

## 沖縄県における「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」第 3 条確認事項

### 第 3 章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅 (地盤調査等)

第 12 条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った上で地盤調査を行うこととする。ただし、構造計算を必要としない住宅で「現地調査チェックシート(沖縄県版)」に従って行った現地調査の結果、地盤調査が必要ないと認められる場合はこの限りでない。

#### (防水工法)

第 14 条 防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。  
2 防水工法は、次表に適合するものとする。ただし、現場打ち鉄筋コンクリート造の同一の屋根面であって、表面水を速やかに排出するために有効な勾配及び排水ドレンを適切に設置する場合にあっては、コンクリート金ゴテ仕上げとすることができます。

#### 防水工法の種類

防水工法の種類		JASS8 該当記号	備考
塗膜防水	ウレタンゴム系塗膜防水工法（絶縁仕様）（注 2）	L-US	注 2
	ウレタンゴム系塗膜防水工法（密着仕様）	L-UF	注 2

- (注 1) : 通常の歩行部分、軽歩行部分に適用可。歩行用保護仕上げは、次に掲げるものとする。  
・通常の歩行：現場打ちコンクリート又はこれに類するもの  
・軽歩行：コンクリート平板又はこれに類するもの  
(注 2) : ALC パネルによる立上りに適用可。ただし、ALC と屋根躯体（平場部分）が一体となる構造形式のものに限る。  
(注 3) : 軽歩行部分のみに適用可。軽歩行用保護仕上げは、ウレタン舗装材とする。

#### (排水勾配)

#### 第 17 条

防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。ただし、保護コンクリート等により表面排水が行いやいやすい場合（コンクリート金ごて仕上げとする場合を含む）の勾配は、1/100 以上とすることができる。

#### (勾配屋根の防水)

第 19 条 勾配屋根は、第 14 条から第 18 条（第 17 条を除く。）に掲げる防水措置又は次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施すこととする。ただし、モルタル接着工法の赤瓦ぶきの場合は、下ぶき材を施さず、下地をコンクリート木ごて押さえとすることができる。